

高知県警察広告付き行政情報表示板設置事業者募集要項

1 事業の概要

別記「高知県警察広告付き行政情報表示板設置事業仕様書」のとおり。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県の令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者名簿（物品購入等関係）に登録されている者であること。ただし、入札参加資格のない者は、企画書の提出期限までに資格を取得すること。
- (3) 参加申込日から採用最終決定までの間に、高知県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び高知県暴力団排除条例（平成22年県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められる者でないこと。
- (5) (4)の暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の更生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）第18条の破産手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 過去3年以内に官公署とこの業務と同程度以上の契約を締結した実績を有する者であること。

3 企画提案への参加及び辞退

参加を希望する者は、参加申込書（様式1）に必要な書類を添付のうえ、次のとおり申込みをすること。また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式2）を提出すること。

なお、申込期限までに参加申込みをしない者は、企画提案することができない。

- (1) 申込期限
令和6年10月25日（金）午後5時
- (2) 提出書類
参加申込書（様式1）、実績を証明する資料（契約書等の写し）、役員等一覧（任意様式）、営業所等の一覧（任意様式）
- (3) 提出方法
郵送（申込期限までに必着）又は持参

(4) 提出先

高知県高知市丸ノ内二丁目 4 番30号

高知県警察本部庁舎 3 階 装備施設課管財係

4 企画書の作成等

(1) 広告方法等

- ① 広告の方法（どのような業者の、どのような広告を行うのか等）
- ② 広告付き行政情報表示板の規格（全体、モニター、ラック等のサイズ）

(2) 貸付料

表示板の貸付料金（総額、1年間の料金を税込で記載）

(3) その他

- ① クレーム対応（外来者から広告内容に対するクレームがあった際の対応等）
- ② 広告内容の変更（広告主及び広告内容について高知県警察（以下「県警察」という。）が不適切と判断した際の対応等）
- ③ 広告の明示（広告内容等が県警察と直接関係ないことを明確にするための方法等）
- ④ 保守管理及び緊急時の対応（保守管理体制、故障時の対応方法等）
- ⑤ その他（県民サービスの向上が見込める機能等アピールしたい事項）

(4) 規格

原則として、A 4 版、縦方向、文字横組とする。

(5) 提出部数

2部（提案内容（様式3）を添付すること。）

(6) 提出期限及び提出方法

令和6年11月8日（金）午後5時

郵送（提出期限までに必着）又は持参

(7) 提出先

高知市丸ノ内二丁目 4 番30号

高知県警察本部庁舎 3 階 装備施設課管財係

5 広告取扱業者（借受人）の選定等

- (1) 提出された企画書をもとに審査を行い、提案の内容が優秀かつ適当である1者を選定し、広告取扱業者とする。
- (2) 原則、企画書のみで審査を行うこととするが、県警察が提案業者からの説明が必要であると認めたときは、出席及び説明を求める場合がある。
- (3) 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (4) 審査結果は、企画書を提出した参加者すべてに文書で通知する。

6 内訳書の提出

広告取扱業者となった者は、5(4)の通知日の翌日から7日以内に、貸付場所ごとの年額内訳が入った内訳書を提出すること。なお、記載金額はすべて税込とし、税込であることを明記すること。

7 契約書

別添契約書(案)のとおり

8 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この募集に参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、4の(6)の企画書提出期限までに入札参加資格が与えられなかった場合は、企画提案することができない。

なお、申請書を提出するときは、この公募日、公募の件名及び企画書提出期限日を当該申請書の欄外に記入するとともに、当該事項を申し出ること。

9 その他

- (1) この事業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、庁舎の余剰部分について県警察と表示板の広告取扱業者とが賃貸契約をする方法により行うものとする。
- (2) 参加者は、この募集要項、仕様書及び広告表示基準等を熟読し、遵守すること。
- (3) 本件に要する費用は、提案業者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。

10 お問い合わせ先

高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部警務部装備施設課管財係
TEL 088-826-0110(内線2263)
FAX 088-873-6236